平成２５年（フ）第１３６号
長野県松本市小屋北２丁目１番24号、旧表示 長野県松本市大字芳川小屋464番地３
債務者　青木　一義
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　佳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３８７号
茨城県水戸市元吉田町366番地の２　ジュネス吉田台203号
債務者　高根沢　豊
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
福井県鯖江市新町第２号21番地　Ａ―101
債務者　林　　忠幸
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　正邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
名古屋市港区春田野３丁目902番地の１　メゾン二村Ⅱ403号
債務者　**荒**田　浩伸
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長坂早余子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３６号
大分市山津町２丁目３番８号第７開世ビル201
債務者　宮田　大志
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０８０号
愛知県尾張旭市新居町五反田3419番地１　アーバンハイツ501号
債務者　伊藤　伸司
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３７号
埼玉県春日部市梅田２丁目２番15号　ヴィラ・コンプレールＢ502
債務者　湯山　芳行
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
長野市大字高田2083番地５
債務者　太田　顕喜
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　道人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
静岡県下田市大賀茂1432番地の23
債務者　中川　茂利
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市日の出町１丁目２番３―203号
債務者　川村　政夫
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６２３号
仙台市泉区市名坂原田60番地の１　ジーケィ参番館101、従前の住所仙台市泉区市名坂楢町171番地の６フォンティーヌ・スガワラ206
債務者　山中　邦弘
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８９号
宮城県多賀城市伝上山４丁目３番20―301号
債務者　大場　辰夫
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
秋田県由利本荘市藤崎字堺田34番地１、旧住所秋田県大仙市協和小種字下鏡台298番地１
債務者　加藤　慶範
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４１８号
茨城県那珂郡東海村大字白方130番地１
債務者　小野　春名
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４２０号
茨城県笠間市平町1899番地16　ビーライン友部202
債務者　長島　伸行
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４２２号
茨城県鉾田市札822番地19、前住所鹿児島県南さつま市笠沙町片浦10060番地
債務者　浅野　信行
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４２３号
茨城県笠間市鴻巣657番地298　県営友部アパート３―３―３
債務者　西村　由二
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所